

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
1	2-10 13-10	3	2.3.4 業務量	3	「調査研究等(13.12(1)閲覧資料⑨、⑩)の結果を踏まえ」と記載されておりますが、13.12(1)閲覧資料は①～⑤までしか記載がなく、参照することができません。閲覧資料⑨、⑩をご教示ください。	本調達における作業範囲の確認のため。	調達仕様書(案)の誤記のため、閲覧資料⑨、⑩を削除し、閲覧資料③～⑤に修正します。	要
2	2-15	1	2.5.1 作業内容 (1) プロジェクト計画の策定	4	工程管理支援受託者が作成する全体プロジェクト実施計画書をご提示ください。(もしくは資料閲覧対象にお含めください)	プロジェクト実施計画書として作成すべき内容および作業工数を見積もるため	御意見を踏まえ、「13.12 その他(1) 閲覧資料」に工程管理支援業務のプロジェクト実施計画書を追加します。	要
3	2-15	8	2.5.1 作業内容 (2) プロジェクト管理の実施および報告	4	プロジェクト運営上必要となる報告の頻度をご提示ください	プロジェクト管理工数を正確に見積もるため	現時点の開発プロジェクト体制において、報告いただく頻度としましては、プロジェクト管理で週1回、仕様の調整で週2回、全体進捗報告で隔週程度となっており、それに加えて関係省庁との打合せが発生する予定です。詳細は、内閣官房本受託者及び工程管理支援事業者と協議のうえ決定する予定です。なお、項番2の御意見に基づき、全体プロジェクト実施計画書を閲覧資料として追加しますので、プロジェクト管理作業の概要を把握する際の参考としてください。	要
4	2-15	19	2.5.1 作業内容 (3) 要件定義の確定	4	提案書提出前に以下の対応を図り、要件範囲にかかる認識齟齬発生リスクを極力解消させて頂きたい ①見積書提出過程(提案書提出前)で、貴室との間で機能要件・契約条件についての認識を合わせるための場を設定 ②上記①の結果を元に作成された提案書と発注仕様書から、新たに契約仕様書を定義し、以降のプロジェクトにおける作業/要件のベースラインとして設定 ③上記①に当たっては、要件定義が未確定である領域について、予めその範囲、要確定内容はご提示頂きたい	要件が未確定、あるいは発注者(貴室)と応札者で認識に齟齬がある場合、以下のリスクの顕在化のおそれがある ・正確な見積もりができないため、応札者は当該リスクを過大に見積額に反映させてしまう ・上記とは逆に、リスク自体の評価を正しく行えない、またはリスク自体を見過す ・応札者によって想定する開発規模が大きく異なることで、公平な調達とならず、結果的にプロジェクトの品質低下・進捗遅延を発生させる等	①仕様書に記載されていない機能要件及び契約条件について、提案予定者に対して事前に個別調整することは、事業者の無差別待遇及び透明性、公平性の向上を図る情報システムの政府調達の基本指針の観点から実施困難です。受託者決定後、双方で協議の上、決定することとなります。 ②契約書に添付する仕様書については、受託者決定後、双方で協議の上、決定する予定です。 ③現時点で未確定の要件については、受託者決定後、双方で協議の上、決定する予定です。	
5	2-15	27	2.5.1 作業内容 (5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定支援と照会許可照合リスト情報の作成支援	4	「本受託者は、情報提供ネットワークシステム等設計・開発等受託者が実施するデータ標準(データの仕様書)の策定に必要な支援及び照会許可照合リスト情報の作成のために必要な調整を行う等の支援を行うこと。」と記載されております。 本支援作業については、情報提供ネットワークシステム等設計・開発等受託者との調整、支援に加えて、関係省庁等の情報保有機関との調整作業等も実施するという認識でよいでしょうか。 上記認識の場合、関係省庁等の調整作業を行う旨を追記をお願いします。	本調達における作業範囲の確認のため。	データ標準(データの仕様書)の策定に必要な支援及び照会許可照合リスト情報の作成のために必要な関係省庁との調整については、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等事業者を経由し、内閣官房や工程管理支援事業者を介して行います。 本受託者が関係省庁等と直接調整することはありません。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
6	2-17 10-7	1~15 6~9	2.5.1 作業内容 (8)ハードウェア導入のための支援 10.3 運用施設・設備要件	4	HW/SWの分離調達方式と比較して、クラウドサービスの調達も右記のような利点があると考えており、政府調達の調達方式に、サービス調達も可能となるようにご検討頂きたい。 また、マイポータルは国民が直接利用するサービスであり、従来の政府システムと異なり、一般消費者向けのサービスの技術を取り入れた使い易いものが良い。しかも、その技術進化が早いので、常に最新のものにバージョンアップされることが望ましいと考えます。	分離調達のみに限定することなく、最適な実現手段を幅広く調達できるようにご検討頂きたいと考えます。クラウドサービスの調達は、以下のような利点があります。 1. 必要なすべての内容が包括的なサービスとして提供されることで、全体コストの削減、調達期間や構築にかかる工数の大幅削減が可能 - サービスの中に含まれるべき費用(例): 初期費用(アプリケーション開発、HW/SW、各種API)、運用費用(運用要員、HW保守、ミドルウェア(DB/OS)保守、データセンタ設備)、セキュリティ対応費用、バージョンアップ費用、災害対策費用、キャパシティプラン費用等 2. システムの拡張性要因への柔軟な対応 5.2.2に記載されている接続対象期間数、提供サービス数、サービス利用者数、一人当たり利用数等への迅速かつ柔軟な拡張が可能 3. 遅延の発生しない短期でのシステム構築 すでに構築済みのプラットフォーム上での開発により基盤構築、テストの必要無 4. 24時間365日の監視体制と迅速な脆弱性への対応 自社のデータセンター上にて構築されたプラットフォームに対する集中的なセキュリティ投資、集中的な運用・監視体制の構築 5. 機能、基盤規模要件に合わせ単年度契約にて契約可能 従前の電気通信サービスと異なり、単年度単位で契約可能。拘束条件もなくロックインにならない	情報提供等記録開示システムは、「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」に定める特定情報システム(情報システムのうち、特に重要なものとしてCIO連絡会議で決定した情報システム)に該当します。 プロジェクトの実現性、調達の競争性、構築されたシステムの拡張性等の確保を念頭に、情報提供等記録開示システムの調達では、「情報システムに係る政府調達の基本指針」に示す事項のうち特定情報システムに求められる「ハードウェアとソフトウェアとを分離調達」の考え方を適用しており、その旨を「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び保護評価書受付システム調達計画書」に記載して平成25年11月に公表しています。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。 頂いた御意見は、貴重な御意見として、今後の政府調達の見直しの際の参考とさせていただきます。	
7	2-19	1	2.5.1 作業内容 (15)教育訓練実施計画の策定および教育訓練の実施	4	前提となる対象者の人数、教育訓練の実施回数、教育教材の形態について記載ください	教育訓練にかかる工数を正確に見積もるため。 また、提案者によって想定する要件範囲が異なり、公平な調達とならず、またプロジェクトの失敗要因となると考えられるため。	現状において想定している教育訓練の対象者と内容は「9.2.3 教育訓練の対象及び内容」に示すとおりです。 「運用監視の運用作業」や「業務アプリケーション及び設計書等の維持管理方法」の教育では、これらにかかわる要員の数や必要な訓練の回数、教材は、本受託者の開発する情報提供等記録開示システムの設計に大きく依存するものと考えております。 このため、調達仕様書(案)の「10 運用要件定義」や「11 保守要件定義」で受託者の役務としている運用設計や保守設計の結果を踏まえて決定されるものと考えており、「9.2 教育に係る要件」に記載のとおり、内閣官房と調整した上で決定することとしています。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
8	2-19	15	2.5.1 作業内容 (17) 受託者とその他業務の受託者等との連携	4	それぞれの連携について、前提とする形式、期間、回数をご提示ください	工数を正確に見積もるため。また、提案各社が想定する工数が大きく異なった場合、調達の公平性が保たれないため。	<p>[連携の形式について] いずれのケースにおいても、「打合せ、電子メール、電話」などのコミュニケーション手段を組み合わせたものになるものと考えております。</p> <p>[連携の期間] 設計・開発の進捗に合わせて、各開発工程で必要な連携が行われる(例えば基本設計工程であれば接続するシステム間インターフェイス設計の仕様調整が行われる)ことを想定しておりますので、附属1「全体スケジュール(案)」を御参照ください。</p> <p>[連携の回数] ・2.5.1(17)の(ア)、(ウ)、(オ)、(カ)について これら「他業務の受託者との連携」は、システム間の連携が存在する情報システムの開発において、通常行われる作業であり、連携が必要となる回数は、システム間連携の複雑さと受託者が行う設計の優劣によって変わり得るものと考えております。システム間連携の要求要件については、調達仕様書において明示していますので、これらを基に、提案者の予定する設計方針を踏まえて、連携に必要なと想定される回数を積算してください。</p> <p>・(イ)について 品質検証受託者は、内閣官房を通じて提出された、基本設計書、詳細設計書、プログラム仕様書及びプログラムソースコード等一式を基に品質検証を実施し、必要に応じて質問等を行う想定です。どれだけの質問等が生じるかは、受託者の作成する成果物の品質にも大きく依存することから、調達仕様書として回数を定めておりません。</p> <p>・(エ)について プロジェクト管理で週1回、仕様の調整で週2回、全体進捗報告で隔週で、それに加えて関係省庁との打合せが発生する予定であり、これら打合せを通じて、工程管理支援受託者と連携することを考えていますが、詳細は、本受託者及び工程管理支援事業者と協議のうえ決定する予定です。</p> <p>よって、調達仕様書(案)のとおりとします。</p>	
9	2-19	15	2.5.1 作業内容 (17) 受託者とその他業務の受託者等との連携 (ア)～(ウ)、(オ)～(カ)	4	本プロジェクトを遂行する上で、その他の設計・開発等業務を行う受託者から受領する要件定義書、設計書、各種テスト計画書等について、項目ならびに提示時期を記載ください	作業計画立案の前提となるため	御意見を踏まえ、「13.12 その他(1) 閲覧資料」に情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務のプロジェクト実施計画書を追加しますので、こちらを御参照ください。	要
10	2-21	6	2.5.2 納入成果物	4	成果物の納入にあたって、貴室(工程管理事業者含む)における検収期間をご提示ください。	検収・承認日を特定することにより次工程の開始条件を明確化するため。	納入成果物に係る納品・検収は、「2.5.4 納品・検収条件」に基づき実施することとしており、当該、検収の期間は納入日から10日以内とします。 なお、各成果物は、各工程での作成作業完了時に内閣官房が工程管理支援事業者の支援を受けて、レビューを実施することとしているため、これらの対応の詳細については受託後に内閣官房と協議の上、決定することとします。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
11	2-21	28	2.5.2 納入成果物	4	「教育訓練の対象者、端末操作要領及び教育教材一式の配布方法は、内閣官房が別途定めることとする。」について、項番6で示すとおり、前提をご提示ください。 ※意見中の項番6は、本一覧の項番9に該当。	教育訓練にかかる工数を正確に見積もるため	教育訓練の対象者と内容についての考え方は項番7に記載のとおりであり、教育訓練の対象者については、それほど多人数になるとは想定しておりません。 なお、教材の配布については保存用として数部受領するほか、教育訓練時に受講者に配布を想定しています。 なお、詳細については受託者決定後、調整することとなります。	
12	2-22	1	2.5.2 納入成果物 (1)～(16)	4	納入期限について、「内閣官房が別途定める日」を具体的な日付で記載ください。	提案に当たってのプロジェクト計画を確実なものとするため	納入期限の具体的記載のないものについては、現時点でその日付を決めることはできません。受託者決定後、双方で調整の上、決定することとなります。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	
13	2-22	17	2.5.2 (2)プロジェクト管理の実施および報告	4	項番1,2,3,4,6および7について、納入期限の頻度をご提示ください。 弊社としては以下を提案いたします。 1～4、6については隔週での実施 7については月次での実施	プロジェクト管理工数を正確に見積もるため	現時点ではいずれも週1回の納入を想定しております。 項番2の御意見に基づき、全体プロジェクト実施計画書を閲覧資料として追加しますので、プロジェクト管理作業の概要を把握する際の参考としてください。	要
14	2-24	19	2.5.2 納入成果物 (6)基本設計及び詳細設計の実施 (ア)基本設計	1	項番13「システム基盤概要設計書」の納入期限を平成26年8月末以降に変更してください	(調達仕様書付属1)全体スケジュール(案)では、本プロジェクトの開始が平成26年8月となっているため	調達仕様書(案)の誤記のため、システム基盤概要設計書の納入期限を平成27年1月末に修正します。 また、他の納入期限についても、プロジェクトの開始を踏まえ修正いたします。	要
15	2-24	19	2.5.2 納入成果物 (6)基本設計及び詳細設計の実施 (ア)基本設計および (イ)詳細設計	4	納入期限が平成26年8月末となっている納入成果物については、インタフェース先各システム(情報提供ネットワークシステム、各情報提供機関の中間サーバ)における外部インタフェース仕様が2014/8/1時点で完了していることを条件とする旨記載ください。	(調達仕様書付属1)全体スケジュール(案)では、本プロジェクトの開始が平成26年8月となっており、1ヶ月で作業を完了させるためには前提となる事項がすべて揃っている必要があるため。	納入期限については平成27年1月末に修正します。 なお、接続先となる情報提供ネットワークシステム及び中間サーバの外部インタフェース仕様は策定済みです。	要
16	2-25	17	2.5.2 納入成果物 (6)基本設計及び詳細設計の実施 表2.5-6 項番13	3	システム基盤概要設計書の納入期限が「平成26年7月末」になっており、附属1 全体スケジュール(案)では作業開始がH26.8～となっております。どちらが正しいスケジュールかご教示下さい。	確認のためご意見いたします。	調達仕様書(案)の誤記のため、システム基盤概要設計書の納入期限を平成27年1月末に修正します。	要
17	2-28	1	2.5.2 納入成果物 (8)ハードウェア導入のための支援	1	項番1「基盤要件定義概要版(案)」の納入期限を平成26年8月末以降に変更してください	(調達仕様書付属1)全体スケジュール(案)では、本プロジェクトの開始が平成26年8月となっているため	調達仕様書(案)の誤記のため、基盤要件定義概要版(案)の納入期限を平成27年1月末に修正します。 この修正に伴い、同様に表2.5-11の項番2～4の納入期限を平成27年2月末に修正します。	要
18	2-29	19	2.5.2 納入成果物 (11)受入テスト支援	1	受入テスト仕様書等の確定版を貴室が「実施」、受託者が「支援」という形で追記いただきたい。	受入テストは支援作業であり、また、テストの客観性・正当性をかんがみした場合、これらの成果物は受託者が作成すべきものではなく、発注者もしくは発注者の代理を行う第三者(例: 工程管理事業者)が作成すべきものと考えます。	受入テスト支援の役務としましては、内閣官房、他の開発受託者との必要な調整、事前に接続確認が実施できるテストツールの提供、テストデータの準備等の支援を踏まえ、本受託者に受入テスト実施計画書等、各成果物の案を作成していただき、工程管理支援事業者が評価、内閣官房と協議のうえ完成させることとしています。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
19	2-30	19	2.5.2 納入成果物 (12) 総合運用テスト支援	1	総合運用テスト仕様書等の確定版を貴室が「実施」、受託者が「支援」という形で追記いただきたい。	総合運用テストは支援作業であり、また、テストの客観性・正当性をかんがえた場合、これらの成果物は受託者が作成すべきものではなく、発注者もしくは発注者の代理を行う第三者（例：工程管理事業者）が作成すべきものと考えます。	総合運用テスト支援の役割としましては、内閣官房、本システム運用担当府省および他の開発受託者との必要な調整、事前に接続確認が実施できるテストツールの提供、テストデータの準備等の支援を踏まえ、本受託者に総合運用テスト実施計画書等、各成果物の案を作成していただき、工程管理支援事業者が評価、内閣官房と協議のうえ完成させることとしています。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。	
20	3-4	1	3.1.1 業務概要(1)(ア)	4	情報提供等記録表示機能において、どのような検索方法が必要なのかをご記載ください。	必要な機能の検討を行うため。	調達仕様書（案）の記載内容は、最低限必要な要件であり、それ以外の利用者利便性に資するところは御提案によりますので、積極的に御提案ください。	
21	3-5	3	3.1.1 業務概要 (1) 情報提供等記録表示業務(イ) 図3.1-1	2	例で示されたフローでは、情報提供等記録を取得していますが、利用者は実際に情報照会/提供された情報は知ることができません。自己情報表示機能等と連携し、利用者が、実際に情報照会/提供された情報を確認できることが本システムの本来の目的に合致すると思いたすがいかがでしょうか。	情報提供等記録開示システムは、個人が自己の情報提供等記録を確認するためのシステムであり、情報の提供等の求め及び提供の情報のみならず、実際に提供された情報の内容を知ることが、よりシステムの目的に合致すると思われるためです。	いただいた御意見は利用者の利便性向上に資すると思えますので、御意見のとおり機能追加することとし、調達仕様書（案）を修正します。 3.1.1 (1) (ア) に以下の記述を追加します。 「・開示された情報提供等記録に紐づく自己情報を表示可能とする。開示された情報提供等記録の中から、利用者が選択した情報提供等記録に紐付けられている自己情報を表示可能とする。」 3.1.2 (4) (ア) ③に以下の記述を追加します。 「・開示された情報提供等記録に紐づく自己情報を表示可能とすること。次項に挙げる自己情報表示機能と連携し、情報提供等記録表示機能により一覧表示された情報提供等記録から、利用者が選択した情報提供等記録に紐付けられている自己情報を表示すること。自己情報表示に関する機能は、次項(5) 自己情報表示機能と同様とする。」 なおこれに伴い調達仕様書（案）関連箇所を精査した結果、3.1.2 (4) (ア) ①情報提供等記録開示請求 のうちの、提供許可証を取得する機能は要件不要であるため修正します。	要
22	3-5	3	3.1.1 業務概要 (1) 情報提供等記録表示業務(イ) 図3.1-1	4	情報提供等記録表示業務の流れには、同期分は、記載されておりますが、非同期分が記載されておられません。非同期分の業務の流れも記載いただけませんかでしょうか。	業務範囲の明確化のためです。	御意見を踏まえ、情報提供等記録表示業務の非同期における業務の流れを調達仕様書（案）に追加します。	要
23	3-5	3	3.1.1 業務概要 (1) 情報提供等記録表示業務 (イ) 業務一覧 図3.1-1	4	「情報提供等記録表示業務の流れ」には同期分は記載されておりますが、非同期分が記載されておられません。自己情報表示業務とは異なり、「開示決定等の期間延長」や「開示実施の申出」等が存在することから、「情報提供等記録表示業務の非同期の流れ」についてもお示しください。	非同期での情報提供等記録の回答については、開示の決定のみのパターンと、記録を合わせて回答するパターンが存在するため、情報提供等記録表示業務の非同期の流れを明確にしたいためです。	御意見を踏まえ、情報提供等記録表示業務の非同期における業務の流れを図3.1-2として調達仕様書（案）に追加します。	要

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
24	3-8		3.1.1 業務概要 (2) 自己情報表示業務 (イ) 業務一覧 図3.1-3	3	図3.1-3の即時回答不可の受信は、利用者フォルダに届くことを図中にお示しください。表3.1-3には利用者フォルダに保存する旨記載がある	表3.1-3には利用者フォルダに保存する旨記載があるため。	御意見を踏まえ、図3.1-3に利用者フォルダを追記します。	要
25	3-9	1	3.1.1 業務概要 (3) お知らせ情報表示業務	4	お知らせ情報の形式種別をお示しください。	テキスト形式のみである場合と、画像、動画等が含まれる場合とではシステム機能の検討に大きな差異が生じるため	動画については想定しておりませんが、御意見を踏まえ、テキスト形式に加えて、PDF、TIFF等の利便性を考慮したファイル形式に対応する機能を追加することとします。調達仕様書(案) 3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(6) お知らせ情報表示機能、(ア) ① に以下を追加します。 「・送付されたお知らせ情報は、機械判読に適したデータ形式に加えて、PDF及びTIFF等の利便性を考慮したファイル形式による受領を可能とすること。」	要
26	3-10	2	3.1.1 業務概要 (3) お知らせ情報表示業務(イ) 図3.1-4	2	現状の仕様では、お知らせを送付した情報保有機関は、利用者の閲覧状況を確認できません。利用者がお知らせ情報を閲覧した際に、開封通知を送付する等の機能を追加することにより、情報保有機関がお知らせ情報の閲覧状況を確認できるようになり、効率的に利用者のお知らせ情報の閲覧管理が行えると思います。ただし、開封通知が行われることを利用者に周知する等の配慮が必要と思いますがいかがでしょうか。	情報保有機関の利便性を高めるためです。	いただいた御意見は情報保有機関の利便性向上に資すると考えますので、御意見のとおり機能追加することとし、調達仕様書(案) 3.1.1 業務概要 (3) お知らせ情報表示業務 を以下のとおり修正します。 「利用者フォルダーに保存されたお知らせ情報の情報提供等記録開示システムに接続された利用者の電子計算機への表示等を行い、表示された事実を情報保有機関へ通知する。」 また、調達仕様書(案)の3.1.2 (6) お知らせ情報表示機能(ア)① お知らせ情報受信に以下を追加します。 「・利用者フォルダーに格納されたお知らせ情報が、開封、未読のまま保存または未読のまま削除された場合には、情報保有機関へ開封・削除通知を返却すること。」	要
27	3-12 3-13		3.1.1 業務概要 (4) 利用者管理業務 (イ) 業務一覧 図3.1-5 図3.1-6	3	「利用者証明用電子証明書の有効性確認」あるいは「証明用電子証明書の有効性確認」に対して、地方公共団体情報システム機構の処理機能として「署名の有効性確認」と記載されているが、ただし「署名」ではなく、「電子証明書」の有効性確認と記述すべきではないでしょうか。	3-21ページ③では、OCSPレスポンス方式と記載されているため、ここでは「電子証明書」の有効性検証を意図しているものと推察いたしますが、「署名」の検証と「電子証明書」の検証とは、実証すべき機能が異なるため、開発すべき機能を正しく記述すべきと考えます。	調達仕様書(案)の誤記のため、御意見のとおり修正します。	要
28	3-14	1	3.1.1 業務概要 (5) 代理人管理業務(ア) 業務内容	4	代理範囲設定で設定可能対象となる項目の一覧をご提示ください。	機能範囲を特定し、正確な見積もりを行うため。 (たとえば、自己情報表示機能についてはすべての自己情報について一括で許可/不許可が設定可能であればよいのか、あるいは、個別の情報保有機関/個別の特定個人情報毎に細かく許可/不許可を設定可能とする必要があるのか、などによって大きく開発工数が異なるため)	調達仕様書(案)に記載のとおり、3種類の業務(情報提供等記録表示業務、自己情報表示業務、お知らせ情報表示業務)の代理許可/不許可、その期限の設定を行う想定のため、調達仕様書(案)のとおりとします。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
29	3-16	-	3.1.1 業務概要 (6) 問い合わせ対応業務	2	今回の情報提供等記録開示システムについては、新たなシステムであり、類似するものが少ないことから、住民が利用開始した際に相当量の問い合わせが発生するものと考えます。 問い合わせについては、情報提供等記録開示システムの操作そのものについて、また自治体等情報提供機関に対するものなど様々発生しますが、問い合わせ先も複数になることから混乱が想定されます。 については、運用負荷軽減(コスト低減)に繋がる問い合わせ先の明示や、コールセンターへのスムーズな誘導のための管理機能等の必要性を感じております。本要件を「(6) 問い合わせ対応業務」へ追加されてはいかがでしょうか。	運用負荷軽減に関する提案の必要性を認識しているためです。	本調達ではコールセンターの設置はいたしません。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	
30	3-22	32	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(3)利用者管理機能(ア)機能要件③その他	3	「ログイン/ログアウト時に利用履歴を登録すること」との記載がありますが、3-2ページに記載されている表3. 1-1業務に対応する機能の中でログイン/ログアウト機能は利用者認証機能に対応されております。 したがって、「ログイン/ログアウト時に利用履歴を登録する」という記載は利用者認証機能に記載した方がいいと考えます。	記載内容の整合性確認から、ログイン/ログアウト時に利用履歴を登録する」という記載は利用者認証機能に記載した方が良く考えたためです。	調達仕様書(案)の誤記のため、御意見のとおり修正します。	要
31	3-23 3-24	30	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(4)情報提供等記録表示機能(ア)機能要件②情報提供等記録表示	4	「利用者フォルダーに保存された開示請求の回答に含まれる情報提供等記録について、利用者の指定による情報提供等記録の項目の条件により、その条件に該当した情報提供等記録のみを含む二次的な開示請求の回答としての情報提供等記録を作成し、利用者フォルダーに保存できること。」とありますが、P3-24に「利用者フォルダーに保存された情報提供等記録の回答は、利用者がログアウトした後に削除すること。」とあり、利用者フォルダに保存されたデータは、ログアウト時に削除されることとなります。 利用者が意図して作成した情報をログアウト時に削除しても問題ないでしょうか。	回答された情報提供等記録を二次的に作成した場合においても、ログアウト時に情報提供等記録を削除しても問題ないか確認したいためです。	二次的な開示請求の回答として作成する情報提供等記録は、画面に表示するための中間ファイルの位置付けであり、一時的に利用者フォルダーに保存するものであるため、ログアウト時に削除して問題ありません。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
32	3-23 3-25 3-27	40 40 17	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(4)	2	<p><仕様書案該当箇所> ダウンロード形式については、PDF及びCSV形式、加えて他のソフトウェア、システムでの使用を考慮した形式と検討すること</p> <p><意見> 本システムは、調達仕様書案にあるように、多くの国民がインターネットを通じて自らの個人情報を確認するためのシステムであるため、PDFについては、国民の端末にPDFリーダー等の専用ソフトが無くても参照可能な仕組みも提供してください。</p>	仕様書案(頁5-3 5.2.2(6))にもありますように、PDFについても、パソコン以外(スマートフォン、タブレット端末等)に利用者端末が拡張されることを考慮しなくてはならないと考えます。これらスマートフォンやタブレット端末等は、機種によってはPDFリーダーが搭載されていない場合、PDFリーダーが搭載されている場合でも品質に問題があるケースが多く報告されています。したがって、PDFリーダー等の専用ソフトが無くても、ブラウザ等を利用することで、どんな端末からでも参照が可能な仕組みを提供することが必要と考えます。また、その際に、サーバでGPKI/LGPKIなどの署名の検証ができることも必須であると考えます。	ダウンロード形式は利用者の選択によるものであるため、利用者の利便性向上に資すると考える形式を積極的に御提案ください。	仕様書修正
33	3-24	1	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(4) 情報提供等記録表示機能(ア)③	2	利用者からの誤った情報提供等記録の開示請求や開示請求直後の訂正等を考慮し、情報提供ネットワークシステムからの情報提供等記録回答前であれば、利用者において情報提供等記録開示請求をキャンセルできることが、利用者側の利便性の観点から望ましいと思いますがいかがでしょうか。	利用者において情報提供等記録開示請求をキャンセルできることが、利用者側の利便性の観点から望ましいためです。	御意見を踏まえて検討しましたが、情報提供等記録の開示という業務の特性上、キャンセルできるようにすることの必要性が低いと考えられるため、調達仕様書(案)のとおりとします。	
34	3-24	6	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(4) 情報提供等記録表示機能(ア) 機能要件③その他	2	<p>利用履歴の出力契機は以下のとおり明記されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者フォルダに保存された情報提供等記録開示請求の回答の閲覧時 ・ダウンロード時 ・開示実施の申出時 <p>自己情報表示機能では、自己情報提供要求時も利用履歴を登録しているため、情報提供等記録表示も同様に「情報提供等記録開示請求時」に利用履歴を出力した方がよいと考えます。</p>	自己情報表示機能と情報提供等記録表示機能の利用履歴の出力契機について確認したいためです。	御意見を踏まえ、調達仕様書(案)を修正します。	要
35	3-25	38	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(5) 自己情報表示機能(ア)③	2	調達仕様書では、情報提供等記録開示システムにおいて、符号化された項目を利用者にわかりやすい表現形式に変換と記載されていますが、この方式の場合、自己情報表示の種別が追加される際に、フォーマット、レイアウト等を情報提供等記録開示システムにて適応のための準備が必要であると思われます。情報保有機関から受領するデータ形式として、PDF、TIFF等の形式で受領することを許容することにより、自己情報表示の種別追加に対しても柔軟に対応できるようになると思いますがいかがでしょうか。	メンテナンス性向上(自己情報表示の種別が追加等)のためです。	いただいた御意見は情報保有機関の利便性向上に資すると考えますので、御意見のとおり機能追加することとし、調達仕様書(案)に以下を追加します。	要

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
36	3-26	1	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(5) 自己情報表示機能(ア)④	2	利用者からの誤った自己情報の提供要求や提供要求直後の訂正等を考慮し、情報保有機関からの自己情報回答前であれば、利用者において自己情報提供要求をキャンセルできることが、利用者側の利便性の観点から望ましいと思いがいかがでしょうか。	利用者において自己情報提供要求をキャンセルできることが、利用者側の利便性の観点から望ましいためです。	自己情報表示機能は利用者が提供要求を行う表示機能であり、提供要求の回数等に制約があるものでもなく、自己情報提供要求の回答が不要であれば削除可能なことから、調達仕様書(案)の機能とおりとします。	
37	3-27	20	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(6) お知らせ情報表示機能(ア)③	2	情報保有機関からの誤ったお知らせ情報の送付や送付直後の訂正等を考慮し、利用者が開封する前であれば、送付した情報保有機関においてお知らせを削除又は訂正できることが、利用者側の混乱を避ける観点から望ましいと思いがいかがでしょうか。	誤ったお知らせ情報や訂正の必要なお知らせ情報による利用者側の混乱を避けるためです。	いただいた御意見は情報保有機関の利便性向上に資すると思えますので、御意見のとおり機能追加することとし、調達仕様書(案)を修正します。 3.1.2 (6) (ア) ③に以下の記述を追加します。 「・ 情報提供機関から、情報提供ネットワークシステム経由でお知らせ情報の取り消し要求を受信し、当該お知らせ情報の取り消しを可能とすること。利用者が未開封のお知らせについては削除し、当該お知らせが削除された旨を情報提供機関に通知すること。また、取り消し時に既に開封済又は削除済の場合には、情報提供機関へその旨を通知すること。」	要
38	3-28	30	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(7) 代理人管理機能(ア)機能要件①代理人情報の設定・代理権限範囲の変更	4	「任意代理人の利用者フォルダー内に複数の代理人情報を保持できること」との記載がありますが、利用者フォルダー内に複数の代理人情報を保持できるというのは、代理人の代理人、代理人登録された利用者本人、代理登録された利用者本人の代理人、その他いずれを想定されていますでしょうか。	内容確認のため意見します。	代理人登録された利用者本人を想定しており、被代理人を指します。御意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正します。	要
39	3-33	3	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(9) サービス管理機能(ア)機能要件①サイト管理	1	「現状は、サイト内に連絡先(メールアドレス等)を記載して、問い合わせを受け付けることを想定している。」という記載がありますが、これは問い合わせ対応機能で受け付ける内容とは異なる問い合わせを想定されているのでしょうか。それとも、仕様書上の誤記でしょうか。	内容確認のため意見します。	調達仕様書(案)の誤記のため、御意見のとおり削除します。	要
40	3-38		3.2 画面要件	4	「複数種の言語で表示可能とし、利用者があらかじめ利用者管理機能で指定した言語で表示すること。」とありますが、それら言語の適用範囲およびコンテンツ作成責任が誰かをご提示ください	作業工数の見積もりに必要となるため。	適用範囲は、画面フォームと画面に表示される項目全てです。コンテンツ作成責任者は、画面フォームは本受託者、マスターファイルはマスターファイルの作成主体(情報提供ネットワークシステム等から提供されるマスターファイルは情報提供ネットワークシステム等の設計・開発事業者)になります。なお、「3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能(3) 利用者管理機能(ア)機能要件①利用者情報管理」に記載のとおりシステム運用開始時は日本語のみを取り扱うことを要件としており、日本語以外のコンテンツ作成責任者は、今後の機能強化・保守の際に決定されます。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
41	3-42	4	3.3 帳票要件	2	<p><仕様書案該当箇所> ファイル出力の場合は、PDF及びCSV形式、加えて他のソフトウェア、システムでの使用を考慮した形式とすること</p> <p><意見> 上記仕様書案には、PDFがファイル出力形式として指定されており、使用されるPDFエンジンの選定には注意を要すると考えます。</p> <p>本システムでは、国、地方公共団体等の機関が保有する情報を取り扱うため、日本語の処理に強く、国や地方公共団体での導入実績が豊富なPDF製品をご採用ください。</p> <p>また、本システムでは、将来的に、新しい文字フォントに対応したり、署名暗号方式の変更に対応したりする必要があるため、製品のタイムリーな変更が可能なメーカーの製品をご採用ください。</p>	<p>PDFエンジンの選定には、運用開始後に文字化けやPDF変換性能に不備が無いよう、実績と性能並びに想定外のトラブル時の柔軟な対応の他、将来的な機能拡張等を考慮して選定することが重要と考えます。</p> <p>PDFソフトは数多くございますが、品質や拡張性においてはあまり議論されずに使用され、トラブルが多々発生しております。 国が展開する本仕組みでは、以下を重視し選定ください。</p> <p>1：地方公共団体が保有する住民情報は、人名や地名などに外字が多く使われています。そのため、それらの情報をPDF化する製品は、日本語の外字処理に優れて、文字化けが少ないことが必須要件となります。</p> <p>2：また同時に、地方公共団体が基盤システムとして利用しているコンピューターメーカーによって、外字が異なる場合も多く、各種外字に柔軟に対応可能な純国産エンジンを使用することが、文字化けを最小限に抑える上では非常に重要です。</p> <p>3：一般的な項目では、PDFは、国際標準化機構（ISO32000-1）で規定された国際標準フォーマットですので、ISOに準拠しているPDFファイルの生成が出来ることは必須です。</p> <p>4：セキュリティ面では、サイバー攻撃の影響を受けにくく、自社開発製品であることも重要です。</p> <p>5：GPKI/LGPKIなどの署名に関しては職員のパソコンでも付与検証を行う必要があるため、GPKI/LGPKIに対応したクライアント製品を提供しているメーカーの製品であることも重要となります。</p>	<p>ファイル出力形式は利用者の選択によるものであり、調達仕様書（案）は必要最低限の事項を記載しております。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。利用者の利便性に資するものを積極的に御提案ください。</p>	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
						<p>6: 署名暗号化方式については、日々、技術が進化しており、セキュリティレベルの維持向上のために、タイムリーに新しい暗号化方式に改良できることが求められます。また、文字フォントについても、近年、異体字に対応した IVS (Ideographic Variation Sequence/Selector) という仕組みが国際標準規格 ISO/IEC 10646 に規定される等、今後、本システムにおいても、将来的にこれらへの対応が求められることが十分想定されます。そのため、PDF 製品については、自社でソフトウェアのコア部分の改修が行えない OEM 製品は不可とし、自社でソフトウェアを開発し、かつ迅速な対応が可能のように国内で開発、提供されている製品である必要があると考えます。</p> <p>上記条件を満たし、更に官公庁・地方公共団体での導入実績が多い製品をご使用いただくことが、本仕組みを安定的に運用する要となると考えます。</p> <p>西宮市様の展開されております【被災者支援システム】、地方公共団体情報システム機構様が展開されております【住民票等の自動発行システム: 通称コンビニ交付】、国民健康保険中央会様及び都道府県連合会様の【レセプトの保存】、国税庁【eTAXソフト】等々、個人情報も多く含み、外字の利用が多いシステムで利用されております、PDF ソフトをご参照ください。</p>		
42	3-42	17	3.3.1 情報提供等記録開示システムの帳票	1	表3.3-1・項番2の帳票概要より、「あるいは利用者により二次的に作成された」を削除してください	利用者により二次的に作成された帳票もしくはファイルについての詳細・レイアウト等は、本システム側で制御することができないため。	二次的な開示請求の回答として作成する情報提供等記録は、一時的に利用者フォルダーに保存して使用されるファイルを想定しているものであり、調達仕様書(案)のとおりとします。	
43	4-1	7	4.1.1 対象接続機関	4	各情報保有機関との調整に関して、表4.1-1に示された全ての接続機関との調整が必要となるのか、あるいは、前提とする調整先が定められているのかを記載ください。	作業工数の見積もりに必要となるため。	本受託者は、各情報保有機関を所管する各省庁と調整することを想定しています。現時点では、総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、文部科学省、国税庁です。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
44	4-2	18	4.1.3 保管データ(2)保管期間	4	アプリケーションログの保管期間について記載があります。情報提供等記録開示システムにおいて、アプリケーションログを管理する場合、調達仕様書の以下の個所にアプリケーションログ管理機能の記載が必要だと考えます。 ・3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 ・3.4.1 情報提供等記録開示システムの情報・データ ・(調達仕様書附属2) 全体機能構成図(情報提供等記録開示システム)	仕様内容の整合性確認のため。	御意見を踏まえ、調達仕様書(案)を修正します。	要
45	5-3	—	5.2.2 システムの拡張要因(7) マイガバメントとの連携	3	「拡張性を考慮した設計」を行うために、マイガバメントと情報提供等記録開示システムとの関係性に関する具体的な情報を仕様書中に明示されてはいかがでしょうか。	マイガバメントの定義をより明確に理解するためです。	御意見のとおりマイガバメント等の外部連携先と情報提供等記録開示システムの関係性に関する具体的な説明を追記することとし、調達仕様書を以下のとおり修正します。 「具体的には、外部連携先と、現在普及しているオープンなアイデンティティ連携技術のうち今後の主流となるであろう将来性の高いアイデンティティ連携技術を用いて接続することを前提とし、認証結果や属性情報を安全に授受するなど、外部連携先との認証連携を可能とするための機能を実装・具備すること。」 また、これら連携に係る仕様は「外部インターフェイス定義書」として規定することと考えておりましたが、具体的な明示が望ましいという御意見を受けて、「2.5.1(6) 基本設計及び詳細設計の実施」及び「2.5.2(6) 基本設計及び詳細設計の実施」に、これら連携に係る仕様を「情報提供等記録開示システムとの接続に向けた外部連携先向け設計ガイド(仮称)」として作成する旨を追記します。 なお、マイガバメントについては、IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の中で検討されており、IT総合戦略本部のサイトに、参考となる資料が公表されておりますので、適宜御参照ください。	要
46	6-2	14	6.1.2 運用者等に係る権限要件 表6.1-1	4	業務担当者が「情報提供等記録等の開示等の対応を行う」とありますが、情報提供等記録等の開示対応とはどのような業務を想定されているでしょうか。	想定される業務を明確にするため意見いたします。	調達仕様書(案)の誤記のため、表6.1-1 4項の「情報提供等記録等の開示等の対応を行う」の記載を削除します。	要
47	8-3	10	8.2.2 品質検証受託者が実施する評価との関係	1	対応を適切な時期に完了させる目的から、検証実施時期の前倒しを検討いただきたい。または、品質検証業者の調達タイミングを早め、設計段階から指摘できる体制を整えていただきたい。 対応の実施時期を受入テスト等に限定せず、貴室との協議の上、適切なスケジューリングを可能とする記載としていただきたい。	品質検証受託者が決定し、作業を行うタイミングがほぼ設計開発を終えるタイミングであるため、その指摘内容によっては、プログラム全体の進捗を大きく阻害するリスクがある。	調達仕様書(案)に記載のスケジュールは関係機関と調整した結果であり、現時点ではスケジュールを変更する予定はございません。 ただし、受託者決定後に本受託者と内閣官房の双方合意のうえ変更することはあり得ると想定しています。	

調達件名:情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
48	12-6	9	12.2.7 構成・変更管理	4	① 構成管理対象の中に、「要件定義書」を含めてください。 ④として、「影響分析の結果、スケジュール、コスト、契約範囲等に変更が必要となることが明らかとなった場合には、貴室と受託者が協議し、双方合意の上で変更可能である旨」、記載ください。	仕様変更時の取り扱いについて、あらかじめ定めておく必要があるため。	御意見を踏まえ、①構成管理対象に「要件定義書」を追加します。 また、④として以下の記述を調達仕様書（案）に追加します。 『構成管理対象とするソフトウェア、標準記述様式、仕様書、要件定義書及び設計書等に変更を必要とする事情が生じ、スケジュール、コスト、契約内容等に影響を及ぼすことが明らかになった場合には、内閣官房と対応について事前協議を行い、双方合意の上で決定するものとする。 なお、契約内容を変更する場合には、別途、契約条項に定める変更契約を締結するものとする。』	要

調達件名: 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(意見)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
49	13-2	1	13.1.2 実績	2	実績には、「インターネットを活用して、不特定多数の利用者にサービスを提供した実績」を加えてはいかがでしょうか。	インターネットを活用して提供するサービスであり、セキュリティやユーザビリティ等、一定レベルの知識や実績が必要であると想定されるためです。	調達仕様書(案)の「13.1.2 実績」に、以下を追加します。 「インターネットを活用したプライバシー及び情報セキュリティを確保したサービスを提供した実績」	要
50	13-2	5	13.1.3 要員 もしくは(調達仕様書附属3)体制図	4	本業務における貴室体制および各担当者の役割、参画工数をご提示ください	貴室とのやり取りや負荷(ヒアリング、レビュー、承認行為等)を踏まえた作業計画の立案と見積りのため	御意見を踏まえ、「13.12 その他(1) 閲覧資料」に全体プロジェクト実施計画書を追加し、閲覧資料とします。プロジェクト管理作業の概要を把握する際の参考としてください。	要
51	13-8	1	13.8 開発作業場所	2	「海外における開発は、セキュリティの観点から認めない」を、「海外における開発は、十分なセキュリティを確保した環境において行うこと」に変更いただきたい	十分なセキュリティを確保していれば、海外開発を行うことによってコスト低減を図ることが可能であるため	海外における開発は、十分なセキュリティを確保した環境で実施されていることを内閣官房が確認することは困難です。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	
52			全体	4	仕様書において、以下の観点について特に重視することがプロジェクトの成功に資するものと考えます ・国内のみならず世界で実績のあるノウハウ、開発手法、セキュリティ技術の採用有無 ・機能実現方法の具体性、実現性の記載有無	具体性や実績の乏しい業者が請け負った場合、プロジェクトの品質低下やスケジュール遅延のリスクがある	御意見の内容は、提案書の加点評価の対象と考えておりますので、積極的に御提案ください。	
53	付属1	—	全体スケジュール(案)	2	上流工程である要件定義と基本設計のスケジュールが並行で行われることについて、当該スケジュールをより確実に遵守するための方策や、手戻りが発生した場合に備えた方策、スケジュールの実現性などを、提案内容に求めているかがでしょうか。	短時間で上流工程を完了させるための工夫や、各種制約を踏まえたスケジュールの提案を求めることで、事業者の技術力・実行力を確認することが可能となるためです。	御意見の内容は、提案書の加点評価の対象と考えておりますので、積極的に御提案ください。	
54	付属1		全体スケジュール案	4	本業務において基本設計と要件定義が並行作業となっている点を、要件定義が基本設計より前に完了するよう修正ください	要件の確定をもって設計作業を行う必要があるため。	調達仕様書(案)で要件が明確になっている機能については、基本設計への着手が可能と考えておりますので、並行しての作業は可能と考えます。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	

種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載。

- [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

調達件名:情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(質問)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
1	2-14	13	2.5.1 作業内容	1	「本システムの稼動に係る責任を負うこと」は、なんらかの特別な対応を必要とする行為を想定されていますでしょうか。	「本システムの稼動にかかる責任を負う」という文言の意図する範囲が不明であるため。	特別な対応は必要としますが、請負契約の完成責任として本システムの稼動に係る責任を受託者に求めるものです。	
2	2-17	2	2.5.1(8)ハードウェア導入のための支援	1	システム基盤要件概説書(仮称)が受託者決定時点では既に定められているとの記述がありますが、入札前に閲覧させていただくことは可能でしょうか。	プロジェクト開始における前提条件確認のためです。	御質問のシステム基盤要件概説書(仮称)ですが、「プロジェクト開始における前提条件」に位置付けられる資料ではありません。より多くの事業者幅広く提案を行っていただくという観点で、当該記述が「不必要に応札者を制限している」と誤解を招く可能性があると考えられるため、当該記述を削除し、調達仕様書(案)を修正します。	要
3	3-4	30	3.1.1 業務概要 (1) 情報提供等記録表示業務	1	(イ)業務一覧の表3.1-2に記載されている、利用者が情報提供等記録開示請求を行った際に、情報提供ネットワークシステムが即時回答できない場合とは、どのような状態を想定しているのでしょうか。	本機能の実現方式を検討する際の前提条件を確認するためです。	開示請求に対する開示決定については、行政庁の長の判断によるものであり、一律に開示決定できず即時回答できないケースもありうると想定しています。 なお、具体的なユースケース等は、本受託者と内閣官房で協議の上、決定することとなります。	
4	3-13	9	3.1.1 業務概要 (4)利用者管理業務 (イ)業務一覧 図3.1-6 住民基本台帳カードによるログイン、利用者フォルダー開設業務の流れ	1	住民基本台帳カードによるログインについて、開示システム用符号要求には、シリアル番号が含まれず、基本4情報を送信することとなっています。このため、基本4情報の外字を正字に置換している住民の一部については、地方公共団体情報システム機構では100%一致は困難となります。住民基本台帳カードでは、シリアル番号の利用はできないのでしょうか。	仕様確認のため	住民基本台帳カードによるログインでは、改正前の「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(公的個人認証法)」に基づき発行された署名用電子証明書をを用いることとしております。 改正前の公的個人認証法に基づき発行された署名用電子証明書では、シリアル番号から住民票コードを取得して開示システム用符号を生成することができないため、調達仕様書(案)に示すとおり、基本4情報を送信する必要があります。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	
5	3-21	34	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (3) 利用者管理機能 (ア)機能要件①利用者情報管理	1	利用者が設定する本人のニックネームは、別利用者と重複不可でしょうか？	機能検討を行うため	利用者が設定する本人のニックネームは重複可能です。	
6	3-22	2	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (3) 利用者管理機能	1	(ア)機能要件の②利用履歴表示にて利用履歴の登録情報の一つとして、アクセス元のIPアドレスが記載されています。仮にクライアント環境側にプロキシサーバーが設置されていた場合、プロキシサーバーを介してアクセスされることから、取得したIPアドレスはプロキシサーバーのものとなります。よって送り元であるクライアント端末のIPアドレスを厳密に取得することができない場合が発生しますが、問題ありませんでしょうか？	本機能の実現方式を検討する際の前提条件を確認するためです。	御質問のケースでは、端末のIPアドレスの取得は技術的に不可能であり、問題はございません。	
7	3-28	36	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (7) 代理人管理機能	1	(ア)機能要件にて「・任意代理人の利用者フォルダー内に複数の代理人情報を保持できること。」と記載されていますが、この記載が意味するのは、任意代理人自身が利用者本人として情報提供等記録開示システムを利用する場合に、別の任意代理人を設定することで代理関係を保持することが可能である(利用者本人:任意代理人はN:Nの関係)という理解でよろしいでしょうか。	本機能の実現方式を検討する際の前提条件を確認するためです。	代理人登録された利用者本人のことを意味しており、被代理人を指します。御質問を踏まえ内容が明確になるよう調達仕様書(案)を修正します。	要

調達件名:情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(質問)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
8	3-33	13	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (9) サービス管理機能 (ア) 機能要件 ① サイト管理	1	「登録、管理、変更等のできる」と記載されていますが、「登録、管理、変更等のできる」の記述誤りでしょうか。	記述誤りと思われるためです。	御質問のとおり誤記がありましたので調達仕様書(案)を修正します。	要
9	3-33	22	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (9) サービス管理機能	1	(ア) 機能要件の③マスター等管理にて記載されている、オンラインを前提としたマスターファイル同期の連携先は、情報提供ネットワークシステムのみを指している認識でよろしいでしょうか。	本機能の実現方式を検討する際の前提条件を確認するためです。	御質問のとおり誤記がありましたので、「情報提供ネットワークシステムで管理する各種マスターファイルをオンラインで連携し」に調達仕様書(案)を修正します。	要
10	3-34	6	3.1.2 情報提供等記録開示システムの機能 (9) サービス管理機能 (イ) 機能一覧 表3.1-18 項番1	1	「コンテンツに対する権限を管理する。」との記載がありますが、(ア) 機能要件の① サイト管理には、対応する記述がありません。「コンテンツに対する権限を管理する。」の記載は、不要なものと考えてよろしいでしょうか。	記述誤りと思われるためです。	調達仕様書(案)の誤記のため、御質問のとおり修正します。	要
11	3-42	4	3.3 帳票要件	1	「加えて他のソフトウェア、システムでの使用を考慮した形式とすること。」とありますが、何種類程度想定していらっしゃいますか。また、現時点で想定されているソフトウェア、形式がありましたらお知らせください。	システム化の範囲に影響があるためです。	広く一般に使用されている有用な形式を、利便性を考慮し積極的に御提案ください。	
12	3-45	10	3.5.1 外部連携対象システム 図3.5-1 外部インターフェイスの概要	1	外部接続先対象システムについて、「地方公共団体情報システム機構(公的個人認証サービス)」、「住民基本台帳ネットワークシステム」との記載がありますが、住民基本台帳ネットワークシステムについても公的個人認証サービスと同様に「地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワークシステム)」とした方が良いように思われます。「住民基本台帳ネットワークシステム」について、「地方公共団体情報システム機構」の表記を抜いた理由をご教示ください。	仕様確認のため	情報システムを意図した表記ですので、御意見を踏まえ「地方公共団体情報システム機構(公的個人認証サービス)」の表記を「公的個人認証サービス」に統一します。	要
13	4-3	15	4.2.1 レスポンスタイム	1	表4.2-2の項番3にて「縮退」と記載されていますが、本仕様書における「縮退」の定義をご教示いただけますでしょうか。	ハードウェア等のサイジングを検討するための前提条件を確認するためです。	「5 信頼性等要件」に示すとおり、情報提供等記録開示システムでは、機器の冗長化を想定しているところです。障害が発生して冗長化した機器の一部に故障が発生した場合には、通常運転の状態と比べて縮退した状態になることを想定しています。表4.2-2の項番3の「縮退」は、このような状態を意図したものであり、このような状態に陥った場合においても一定のレスポンスを確保できるよう、「システム基盤の非機能要求に関するグレード表」(平成25年4月独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター)を参考にして目標値を定めています。よって、調達仕様書(案)のとおりとします。	

調達件名:情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務(質問)

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
14	6-6	13	6.2.1(8)メール送受信に係るセキュリティ対策	1	DKIM認証や、S/MIME署名の記載がありますが、署名に使用する電子証明書は、政府の認証基盤や民間認証基盤等の認証局が発行するものを利用するという想定でよいでしょうか。	システム化の範囲に影響があるためです。	御質問の想定で問題ありません。	
15	7-1	2	7.1 全体構成	1	「図7.1-1 システム全体構成の概要」から情報提供ネットワークシステム(コアシステム、インターフェイスシステム(開示システム))と同一センターに設置する構成と考えられますが、この前提で考えてよろしいでしょうか。	プロジェクト開始における前提条件確認のためです。	必ずしも同一センター内に設置することを前提としては考えておりません。	
16	7-4	1	7.4.1 ネットワーク全体概要	4	情報提供等記録開示システムと直接ネットワーク接続される必要があるシステムをお教えてください。特に住民基本台帳ネットワークシステムは直接接続の必要性がありますでしょうか?	ネットワークデザインに必要なため。	図2、4-1に記載のとおり想定しておりますので、住民基本台帳ネットワークシステムと接続します。	
17	7-5	1	7.4.1 ネットワーク全体概要 図7.4-1	1	「ネットワーク概要 ネットワーク概要」との記載がありますが、「ネットワーク概要」が重複しております。	記述誤りと思われるためです。	調達仕様書(案)の誤記のため、御質問のとおり修正します。	要
18	7-6	14	7.5 多言語対応要件	1	多言語対応を容易に実現できるよう設計・開発を行うことと記載されています。地方公共団体のホームページなどでは、かなりの数の団体が英語、中国語(簡体、繁体字)、韓国語表示できるように対応がなされており、一部の団体では、ポルトガル語、スペイン語等にも対応しています。情報提供等記録開示システムでは最大何言語まで対応できたらよいとお考えでしょうか。	システム化の範囲に影響があるためです。	多言語として想定している言語数は、5~10言語と考えておりますが、本受託者と協議の上決定します。	
19	12-7	7	12.2.9 情報セキュリティ管理①	1	「情報セキュリティ対策管理」との記載がありますが、「情報セキュリティ管理」のほうが良いと思われます。	記述誤りと思われるためです。	調達仕様書(案)の誤記のため、御質問のとおり修正します。	要
20	13-4	20	13.1.4 応札の形態	1	「複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、」とありますが、共同提案の代表者が、一義的に全責任を負うものと考えてよろしいでしょうか。それとも個々の事業者が個々に責任を負う(例えば、3社共同提案の場合、1/3ずつ責任を負う)ものとお考えのべきでしょうか。	想定される「代表者の責任範囲」を明確にするためです。	御質問の内容は、落札者決定後、協議の上、決定することとなります。	
21	13-4	20	13.1.4 応札の形態	1	共同提案をさせていただいた場合、受託者との契約は複数事業者との連名契約になりますでしょうか。それとも代表者との1対1の契約になりますでしょうか。	共同提案(13.1.4)と再委託の考え方(13.4)との関係性を確認するためです。	御質問の内容は、落札者決定後、協議の上、決定することとなります。	

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 調達仕様書に対する質問等 2. 提案依頼書に対する質問等 3. その他]